

第34回 定時株主総会

招集ご通知

※ 株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、従来どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。
次回以降の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主様には簡易な招集通知をお送りする予定です。次回以降も書面での株主総会資料の受領を希望される場合は、当社の議決権の基準日までに書面交付請求のお手続きを完了いただきますようお願いいたします。

※ 株主総会ご出席の株主様には、お土産を株主総会終了後に出席票と引き換えにて進呈させていただきます。
なお、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催
日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時（受付開始時間：午前9時）

開催
場所

東京都中央区京橋一丁目10番7号
KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲

※昨年と会場が変更となっておりますのでご留意ください。
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

目次

第34回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	21
連結計算書類	43
監査報告	45

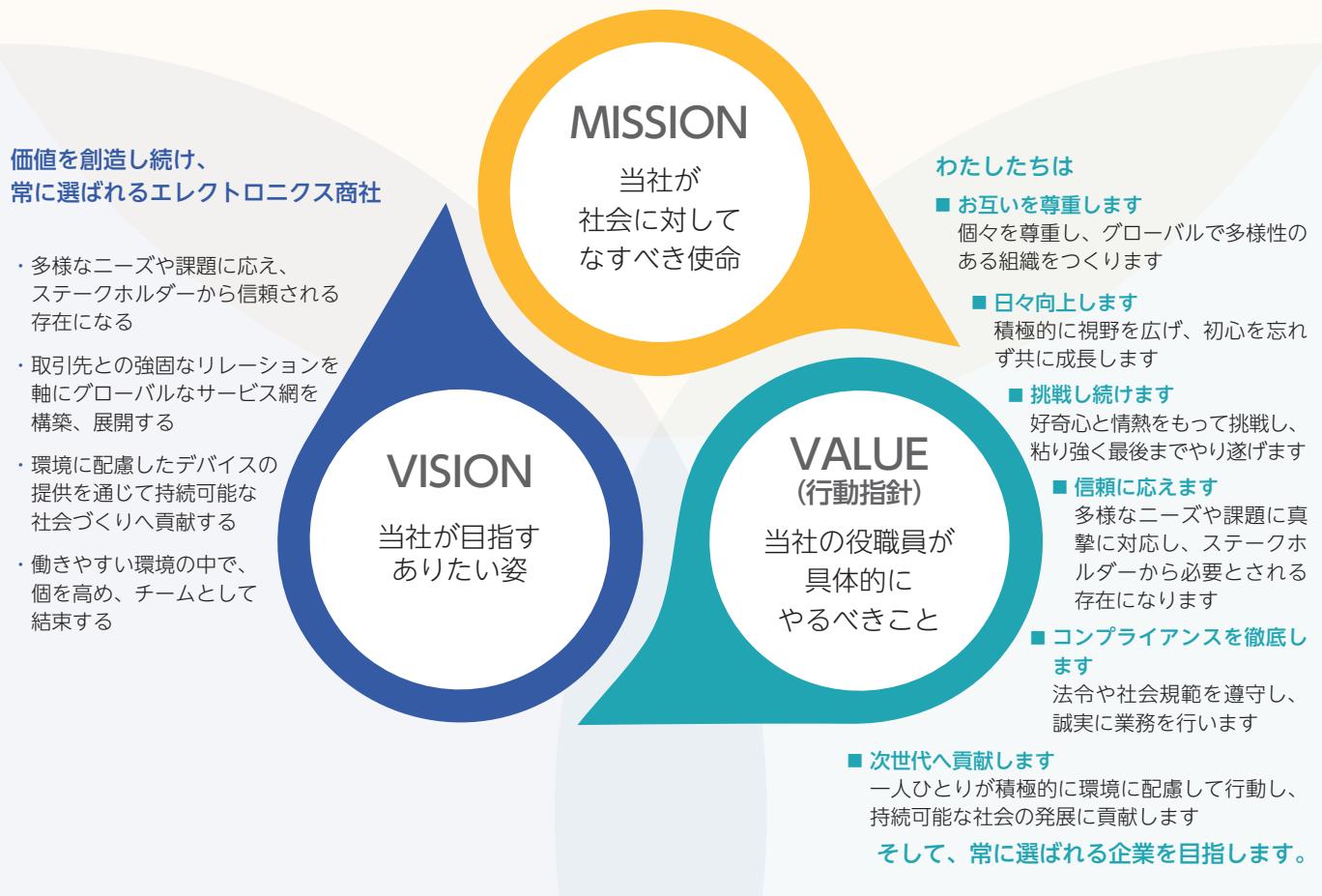
※株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにその旨掲載させていただきます。



MISSION・VISION・VALUE

当社グループは持続可能な成長とステークホルダーの価値最大化を目指しております。
その実現のために大切にしたい価値観をMISSION・VISION・VALUEの形で分かりやすく表現しました。

先端技術の提供とグローバルなパートナーシップを通じて、
顧客・社会の現在（いま）と、ひとつ先の未来に貢献します



ごあいさつ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、社長就任後初となる定時株主総会を迎えるにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。当社第34回定時株主総会を2025年6月26日（木）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

中期経営計画（2023年4月～2026年3月）の2年目、新たな経営体制のもとスタートいたしました。上半期は、当社の主要取扱製品であるメモリーの価格上昇の追い風を受け、順調に業績を伸ばしました。一方、下半期は一部製品の価格下落など厳しい事業環境に直面いたしましたが、通期では前年を大きく上回る成果を収めることができました。

この結果を踏まえ、期末配当金につきましては、1株につき300円とすることを本総会にてご提案したいと存じます。

本年度は米国の貿易政策の動向をはじめ、不確実性の高い経営環境が続いておりますが、中期経営計画最終年度にあたり、これまでの取り組みを総括し、将来に向けた成長戦略を描いてまいります。特に中期経営計画のテーマでもある持続可能な社会の実現に向け、サステナビリティ課題への対応を強化し、全社一丸となって目標達成に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具
2025年6月

代表取締役社長 伊尾清隆



第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトおよび以下のウェブサイトに掲載しておりますので、アクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tomendevices.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2737/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トーメンデバイス」または「コード」に当社証券コード「2737」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席いただくほか、書面またはインターネット等により議決権行使いただけます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
② 場 所	東京都中央区京橋一丁目10番7号KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲 (昨年と会場が変更となっておりますのでご留意ください。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
③ 目的事項	報告事項 1. 第34期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第34期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件
④ 議決権行使についてのご案内	【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
⑤ 株主様へお送りする書面についてのご案内	本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、「会計監査人の状況」、「会社の体制及び方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「計算書類の個別注記表」を除いております。したがって、当該書面に記載している事業報告および連結計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
⑥ その他本招集ご通知に関する事項	代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任することができます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）とともに以下の書面のいずれかの提出が必要となりますのでご了承ください。 ① 委任された株主様の議決権行使書用紙 ② 代理権を証明する書面上に押印された印鑑の印鑑証明書 ③ 委任された株主様のパスポート、運転免許証、もしくは各種健康保険証の写しその他の本人確認資料 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

以上

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomendevices.co.jp>) に掲載いたします。
- ・当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、**株主様ではないご同伴の方、お子様等、株主様以外の方は総会にご出席いただけません**。なお、介助者または通訳者（手話通訳含む）が必要な株主様に限り、介助者または通訳者を1名同伴して入場することができます。ただし、これら同伴の方につきましては、議決権を有する株主様である場合を除き、会場内では介助者または通訳者としての言動に制限されます。
- ・お土産をご用意いたしますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。なお、お土産は株主総会終了後のお渡しとなります。
- ・当社は、夏の軽装「クールビズ」にてご対応させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tomendevices.co.jp>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネット等で議決権行使される場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2025年6月25日(水曜日)午後5時30分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年6月25日(水曜日)午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出ください。**

日 時 2025年6月26日(木曜日)午前10時(受付開始：午前9時)

**場 所 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル7階
AP東京八重洲**

(昨年と会場が変更となっておりますのでご留意ください。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

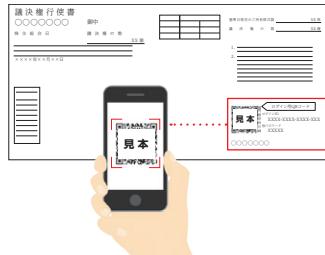
- (1) 書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針については、各事業年度の連結業績に応じた利益還元を行うため、業績連動型の配当としております。安定的な配当の継続を目指し、配当性向の引き上げを図っていくこと、並びに経済環境の変化や資金需要等を勘案して柔軟に対応する所存です。

また、内部留保につきましては、経営基盤の強化、事業拡大に伴う資金需要への充当および財務体质の強化に活用する考えです。

この方針に基づき、第34期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金300円といたしたいと存じます。

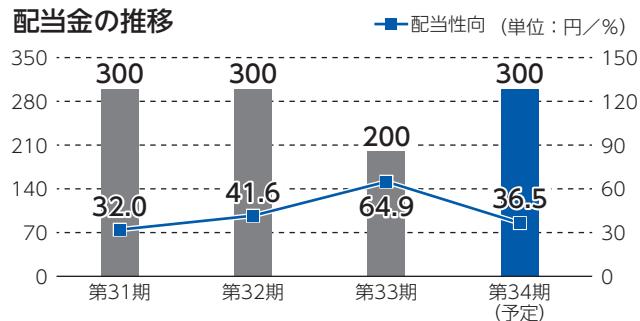
なお、この場合の配当総額は2,040,275,400円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

<ご参考>

配当金の推移



第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

当社は、取締役の選任に当たり、「エレクトロニクス分野の専門的知識や経験、もしくは会社経営全般に対する経験・知識を有していること」と「取締役に相応しい器量・度量を備えていること」を前提条件としております。また、社外および独立役員の選任の考え方等につきましては、事業報告の「社外役員の独立性に関する基準または方針の内容」をご参照ください。

取締役選任の手続きは、上記条件を満たしている候補者との対話の機会を持った上で、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、候補者の本田敦子氏は女性の取締役候補者であり、黄泰成氏は外国籍の取締役候補者であります。当社はこれからも多様性に富んだ役員体制の構築に努めてまいります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	再任	男性
1	なかお 中尾 清隆	代表取締役社長 営業本部長	再任	男性
2	ますやま 益山 順光	常務取締役 管理本部長	再任	男性
3	にしもと 西本 博	営業本部長代理 兼 車載統括部長	新任	男性
4	やまだ 山田 強	—	新任	男性
5	せこ 世古 昌平	—	新任	男性
6	ほんだ 本田 敦子	社外取締役	再任	女性
7	まえだ 前田 辰巳	社外取締役	再任	男性
8	あさい 浅井 敏保	社外取締役	再任	男性
9	こう 黄 泰成	社外取締役	再任	男性

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



候補者番号

1

なかお
中尾 清隆

再任

男性

生年月日

1967年4月19日

所有する当社株式数

0株

在任年数

6年

取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

- 1991年 4月 豊田通商株式会社 入社
2004年 4月 豊田通商（広州）有限公司 電子部長
2009年 4月 株式会社豊通エレクトロニクス 神戸営業所長
2012年 4月 株式会社豊通エレクトロニクス 取締役
2013年 4月 株式会社豊通エレクトロニクス 常務取締役
2017年 4月 株式会社ネクスティエレクトロニクス 常務取締役
2019年 6月 当社 取締役
2024年 4月 当社 常務取締役 営業本部副本部長
2024年 6月 当社 代表取締役社長 営業本部長（現任）

重要な兼職の状況

- ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事
- ITGマーケティング株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

同氏は、前職の豊田通商株式会社に入社以来、主に電子デバイス事業に従事し、株式会社豊通エレクトロニクス（現 ネクスティエレクトロニクス）常務取締役を経て、2019年に当社の取締役に就任して以来、取締役会への適切な監督・助言を行ってきました。当社取締役としての実績と半導体業界の豊富な職務経験および企業経営の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。

なお、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会にて、同氏を代表取締役に選定する予定です。



候補者番号

2ますやま
益山 順光

再任

男性

生年月日

1967年6月1日

所有する当社株式数

0株

在任年数

1年

取締役会への出席状況

10回／10回（100%）

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

- 1990年 4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行）入行
 1999年 6月 安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン株式会社）入社
 2002年 3月 豊田通商株式会社入社
 2007年 4月 同社 経理企画部連結決算グループ グループリーダー
 2011年 5月 豊田通商ヨーロッパ（ベルギー）トレジャリー マネジャー（出向）
 2016年 5月 豊田通商株式会社 財務部投融資事業グループ グループリーダー¹
 2017年 4月 同社 財務部長
 2021年 5月 豊田通商アメリカ（ニューヨーク）シニアバイスプレジデント＆トレジャラー&CFO（出向）
 2024年 4月 豊田通商アメリカ（ニューヨーク）（出向）
 2024年 5月 当社 管理本部付
2024年 6月 当社 常務取締役 管理本部長（現任）

重要な兼職の状況

- ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事（2025年6月 退任予定）

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関に入行を経て、豊田通商株式会社に入社以来、主に経理・財務業務に従事し、豊田通商アメリカ（ニューヨーク）のシニアバイスプレジデント＆トレジャラー&CFOを務めるなど、財務および会計に関する専門知識と企業経営の知見を有していることから、当社の企業価値向上に貢献できるものと考え、引き続き取締役候補者としました。



候補者番号

3

にしもと
西本

ひろし
博

新任

男性

生年月日

1975年8月24日

所有する当社株式数

191株

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

1998年 3月 ティアック株式会社 入社
2003年11月 当社 入社
2008年11月 当社 HDD営業推進部長
2009年 4月 当社 ストレージ営業推進部長
2009年11月 当社 LED営業部長
2018年 9月 ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED 総経理 (出向)
2025年 4月 当社 営業本部長代理 兼 車載統括部長 (現任)

重要な兼職の状況

・ ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事 (2025年6月 就任予定)

取締役候補者とした理由

同氏は、当社に入社以来、長年にわたり半導体を中心とした営業職に従事し、2018年に当社子会社であるATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITEDへ出向してからは、当社の海外事業の拡大に大いに貢献してきました。海外、特に中国市場におけるビジネス戦略の立案や実行、現地のニーズに応じた製品・サービスの提供に関する深い理解を有しています。営業部門および海外子会社における豊富な知識と経験を活かし、当社の成長戦略に貢献できるものと考え、取締役候補者としました。



候補者番号
4 山田
つよし
強

新任 男性

生年月日

1972年7月13日

所有する当社株式数

0株

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

- 1995年 4月 豊田通商株式会社 入社
- 2002年 4月 豊田通商アジアパシフィック（シンガポール）（出向）
- 2002年11月 TT Network Integration Asia Pte. Ltd. (現 TOYOTA TSUSHO SYSTEMS SINGAPORE PTE. LTD.)
(出向)
- 2008年10月 豊田通商インディア（出向）
- 2009年 7月 TT Network Integration India Pvt. Ltd. (現 TOYOTA TSUSHO SYSTEMS INDIA Pvt. Ltd.) (出向)
- 2010年10月 豊田通商株式会社 情報産業部 グローバルネットワークグループ グループリーダー
- 2015年10月 TT Network Integration Thailand Co., Ltd. (現 TOYOTA TSUSHO SYSTEMS (THAILAND) Co., Ltd.) (出向)
- 2018年 4月 豊田通商株式会社 情報産業部長
- 2020年 4月 同社 経営企画部長
- 2023年 4月 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 取締役 / 常務執行役員
- 2025年 4月 株式会社ネクスティエレクトロニクス 取締役（現任）
- 2025年 4月 豊田通商株式会社 執行幹部 デジタルソリューション本部 COO デバイス&ソフトウェアソリューションSBU（現任）

重要な兼職の状況

- ・豊田通商株式会社 執行幹部 デジタルソリューション本部 COO
- ・株式会社ネクスティエレクトロニクス 取締役
- ・エレマテック株式会社 取締役（2025年6月 就任予定）

取締役候補とした理由

同氏は、豊田通商株式会社に入社以来、複数の海外グループ会社にて勤務し、海外での事業推進における豊富な経験を有しております。また同氏は豊田通商グループ会社において、取締役を務めるなど豊富な実績と企業経営に関する知見も有しており、これらの経験に基づき、取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断したため、取締役候補者としました。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。



候補者番号

5

せこ
世古 昌平

新任

男性

生年月日

1976年4月7日

所有する当社株式数

0株

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

- 1999年 4月 豊田通商株式会社 入社
2006年 4月 豊田通商（上海）有限公司（出向）
2011年 4月 豊田通商株式会社（帰任）
2017年 4月 株式会社豊通エレクトロニクス（現 株式会社ネクスティエレクトロニクス）（出向）
2018年 4月 TOYOTA TSUSHO NEXTY ELECTRONICS EUROPE GmbH 欧州極長（出向）
2022年 4月 株式会社ネクスティエレクトロニクス 執行役員 事業推進ユニット長（出向）
2024年 4月 同社 取締役 事業推進ユニット長
2025年 4月 豊田通商株式会社デジタルソリューション本部 デジタルソリューション企画部長（現職）

重要な兼職の状況

- ・豊田通商株式会社 デジタルソリューション本部 デジタルソリューション企画部長

取締役候補者とした理由

同氏は、豊田通商株式会社に入社以来、主に電子デバイス事業に従事し、豊田通商グループ会社の執行役員や取締役を務めるなど、半導体業界の豊富な知識と経験および企業経営に関する知見を有しており、これらの経験に基づき、取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断したため、取締役候補者としました。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。



候補者番号 ほんだ あつこ
6 本田 敦子

再任 女性 社外 独立

生年月日

1969年12月10日

所有する当社株式数

0株

在任年数

9年

取締役会への出席状況

12回／12回 (100%)

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

- 1992年10月 司法試験合格
- 1993年 4月 司法研修所 入所
- 1995年 3月 同所 修了
- 1995年 4月 判事補任官（京都地方裁判所）
- 1997年 4月 東京法務局 訟務部 部付検事
- 1999年 4月 東京地方裁判所
- 2000年 4月 浦和（現・さいたま）地方裁判所
- 2003年 4月 東京家庭・地方裁判所八王子支部（現立川支部）
- 2005年 4月 判事任官（福岡家庭裁判所）
- 2005年 8月 依願退官
- 2010年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）安西法律事務所 入所（現任）**
- 2016年 4月 民事調停委員（東京簡易裁判所所属）（現任）**
- 2016年 6月 当社 社外取締役（現任）**
- 2017年 5月 自動車安全運転センター 理事（現任）**
- 2018年 6月 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 理事（現任）**
- 2020年 6月 中央労働災害防止協会 参与（現任）**
- 2023年 5月 東京地方最低賃金審議会 公益代表委員（現任）**
- 2024年 3月 一般社団法人ヤクルト同仁協会 理事（非常勤）（現任）**

重要な兼職の状況

- ・安西法律事務所 弁護士
- ・自動車安全運転センター 理事
- ・公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 理事
- ・中央労働災害防止協会 参与
- ・東京地方最低賃金審議会 公益代表委員
- ・一般社団法人ヤクルト同仁協会 理事

社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる裁判官および弁護士としての職歴を通じた、法律、特に労務管理に関する専門知識に基づいた意見・助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。当社は、同氏が今後もこれらの経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で、少数株主を含む全ての株主の視点に立ち、その職責を果たすことを期待しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

また、同氏は、安西法律事務所の弁護士、自動車安全運転センターの理事、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会の理事、中央労働災害防止協会の参与、東京地方最低賃金審議会の公益委員および一般社団法人ヤクルト同仁協会理事を務めています。当社は、同事務所とは2015年12月以降、取引はございません。なお、2015年の取引額は5万円未満と僅少であります。また、同センターおよび同協会と当社の間で取引はなく、同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結済ですが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。



候補者番号 まえだ たつみ
7 前田 辰巳

再任 男性 社外 独立

生年月日

1953年1月1日

所有する当社株式数

0株

在任年数

4年

取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

- 1975年 3月 京都セラミック株式会社（現 京セラ株式会社）入社
2001年 6月 同社 取締役
2003年 6月 同社 執行役員常務
2007年 4月 同社 執行役員専務
2008年 6月 同社 取締役執行役員専務
2009年 4月 同社 代表取締役副社長 兼 副社長執行役員
2013年 4月 同社 代表取締役副会長
2017年 6月 同社 顧問
2019年 6月 エレマテック株式会社 社外取締役（現任）
2021年 6月 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- エレマテック株式会社 社外取締役（2025年6月 退任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、京セラ株式会社において、取締役を歴任するなど豊富な実績と企業経営に関する幅広い知識を有しており、当社の経営上、有用な意見・助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。当社は、同氏が今後もこれらの経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で、少数株主を含む全ての株主の視点に立ち、その職責を果たすことを期待しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結済ですが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。



候補者番号

8あさい
浅井 敏保

再任

男性

社外 独立

生年月日

1955年7月13日

所有する当社株式数

0株

在任年数

3年

取締役会への出席状況

12回／12回 (100%)

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

- 1978年 4月 日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社
 2009年 8月 同社 デンソーメキシコ 社長
 2012年 1月 同社 情報通信事業部長 理事
 2017年11月 株式会社デンソーテック 取締役執行役員専務
 2019年 6月 同社 取締役執行役員副社長
 2021年 7月 株式会社デンソー モビリティエレクトロニクス事業グループ 経営企画 アドバイザー
2022年 6月 当社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、株式会社デンソーグループ会社において役員として直接経営に携わり、車載分野ビジネスの豊富な実績とグローバルな企業経営の知見を有しており、当社の経営上、有用な意見・助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。当社は、同氏が今後もこれらの経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で、少数株主を含む全ての株主の視点に立ち、その職責を果たすことを期待しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結済ですが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。



候補者番号

9

こう
黄
泰成

再任

男性

社外独立

生年月日

1971年12月4日

所有する当社株式数

0株

在任年数

3年

取締役会への出席状況

12回／12回（100%）

略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況

1995年 7月	公認会計士第2次試験合格 青山監査法人 入所
1997年 9月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
1999年 9月	公認会計士登録
2000年11月	Arthur Andersen アトランタ事務所 駐在
2002年12月	KPMGサムジョン会計法人（韓国）駐在
2006年 8月	株式会社グラビティ（韓国）入社 財務担当理事
2007年11月	株式会社スター・シア 設立 代表取締役（現任）
2007年12月	株式会社スター・シア コンサルティング（韓国）設立 代表理事（現任）
2020年10月	税理士法人スター・シア 設立 社員（現任）
2021年 9月	CaN International 監査法人 設立 代表社員（現任）
2022年 4月	日本公認会計士協会東京会 幹事（現任）
2022年 6月	当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 株式会社スター・シア 代表取締役
- 株式会社スター・シア コンサルティング（韓国） 代表理事
- 税理士法人スター・シア 社員
- CaN International 監査法人 代表社員
- 日本公認会計士協会東京会 幹事（2025年6月 退任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する専門知識を有しており、日韓ビジネスを支援する企業を創業するなど、当社の経営上、有用な意見・助言を行っており、引き続き社外取締役候補者としました。当社は、同氏が今後もこれらの経験に基づき、業務執行者から独立した客観的な立場で、少数株主を含む全ての株主の視点に立ち、その職責を果たすことを期待しております。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結済ですが、同氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

- (注) 1. 表内にある用語の意味は以下のとおりとなります。
 再任…再任取締役候補者、新任…新任取締役候補者、社外…社外取締役候補者、独立…証券取引所届出独立役員
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者の中尾清隆氏、益山順光氏、山田強氏および世古昌平氏の過去10年間および現在の当社親会社である豊田通商株式会社および同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、当社における地位および担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 候補者の本田敦子氏、前田辰巳氏、浅井敏保氏および黄泰成氏は、社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 清水厚志氏は辞任により退任いたします。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



おかもと ただし
岡本 正

新任 男性

生年月日

1966年2月15日

所有する当社株式数

0株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1989年4月 株式会社トーメン（現 豊田通商株式会社）入社
 1994年9月 同社 マニラ支店
 2003年6月 PT. Styrindo Mono Indonesia（出向）
 2012年4月 豊田通商インディア 取締役 コーポレート本部長（出向）
 2016年4月 豊田通商株式会社 営業経理部 食料・生活経理グループ グループリーダー¹
 2019年4月 同社 監査部 内部統制統括グループ グループリーダー²
 2020年12月 豊田通商ミャンマー（出向）
 2023年4月 豊田通商マレーシア 取締役 コーポレート本部長（出向）
 2025年4月 当社 監査部付（現任）³

重要な兼職の状況

・エレマテック株式会社 監査役（非常勤）（2025年6月就任予定）

監査役候補とした理由

同氏は、株式会社トーメン（現 豊田通商株式会社）に入社以来、主に経理・財務業務に従事し、豊田通商株式会社グループ会社においては取締役 コーポレート本部長を務めるなど、財務および会計に関する専門知識と企業経営の知見を有しております。また、豊田通商株式会社において監査部 内部統制統括グループにてグループリーダーを務め、監査に関する見識を有しております。これらの経験と専門的見地から、適切な監査を行えるものと判断し、監査役候補としたしました。

責任限定契約

同氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

(注) 1. 表内にある用語の意味は以下のとおりとなります。

新任…新任監査役候補者

2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者の岡本正氏の過去10年間および現在の当社親会社である豊田通商株式会社および同社の子会社における業務執行者としての地位および担当は、「略歴、当社における地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

以上

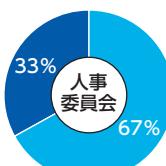
(ご参考) 第2号および第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成

当社の取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために、企業経営、営業・マーケティング、財務経理・ファイナンス、IT・デジタル、人事・労務・人材開発、ガバナンス・法務・リスクマネジメント、グローバル経験等に精通した人財を、多様性や規模などの取締役会全体のバランスを考慮した上で、取締役・監査役として配置しています。

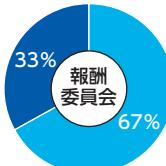
氏名		就任予定の委員	企業経営	営業・マーケティング	財務経理・ファイナンス	IT・デジタル	人事・労務・人材開発	ガバナンス・法務・リスクマネジメント	グローバル経験
取締役	中尾 清隆	男性	人事委員	○	○	○		○	○
	益山 順光	男性	報酬委員	○	○	○	○	○	○
	西本 博	男性		○	○				○
	山田 強	男性		○	○	○	○	○	○
	世古 昌平	男性	人事委員 報酬委員	○	○	○			○
	本田 敦子	社外女性	人事委員 報酬委員 特別委員				○	○	
	前田 辰巳	社外男性	人事委員 報酬委員 特別委員	○	○	○			○
	浅井 敏保	社外男性	人事委員 報酬委員 特別委員	○	○	○			○
監査役	黄 泰成	社外男性	人事委員 報酬委員 特別委員	○		○		○	○
	岡本 正	男性		○	○	○	○	○	○
	山田 順	社外男性	特別委員		○		○	○	○
	行天 慶太	社外男性	特別委員	○	○	○	○		○

各委員会の構成

社内取締役	社外取締役
-------	-------



人事委員会 67%



報酬委員会 67%



特別委員会 100%

(ご参考) 今後の役員体制

社内



中尾 清隆



益山 順光



西本 博

社外



本田 敦子



前田 辰巳

非業務執行



山田 強



世古 昌平



浅井 敏保



黄 泰成

取締役

監査役



岡本 正



山田 順



行天 慶太

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の復調や好調なインバウンド需要により景気は緩やかに回復いたしました。世界経済においては、中国経済の先行き懸念、ウクライナ問題の長期化、中東情勢の不安定化、米国主導による貿易戦争の拡大化等、依然として先行き不透明な状況となっております。

エレクトロニクス業界におきましては、AI関連を中心とした需要の広がりと、在庫調整の進展により、一般サーバー・ストレージ、PC、スマートフォンなどの一部で需要の増加が見られたものの、市況の本格回復には乏しい状況が続いております。一方、車載市場においては、ADAS・自動運転・電動化および統合コックピット化などにより、半導体の搭載量が増加しております。

このような状況下、当社グループは、主にサーバー・ストレージおよび車載向けの売上が増加したこと、当第2四半期連結会計期間において当社主要取扱製品であるメモリー製品が価格上昇基調であったことから、売上高は4,216億71百万円（前連結会計年度比13.8%増）となりました。営業利益は101億69百万円（同7.3%増）、経常利益は73億77百万円（同18.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は55億88百万円（同166.6%増）となりました。

	第33期 (2024年3月期)	第34期 (2025年3月期)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	370,676	421,671	50,995	13.8%増
営業利益	9,480	10,169	689	7.3%増
経常利益	6,203	7,377	1,174	18.9%増
親会社株主に帰属する当期純利益	2,096	5,588	3,492	166.6%増

企業集団の売上高の品目別の概況は次のとおりであります。

メモリー

売上高

347,072百万円

(前連結会計年度比20.1%増)

サーバー・ストレージ、PC、車載向け売上が増加したことから、この分野の売上高は3,470億72百万円（前連結会計年度比20.1%増）となりました。

システムLSI

売上高

58,448百万円

(前連結会計年度比13.9%減)

海外市場ではスマートフォン向け高画素CIS（CMOSイメージセンサー）の売上が増加したものの、国内市場ではSiP（システム・イン・パッケージ）ビジネスおよびファウンドリービジネスの売上が減少したことから、この分野の売上高は584億48百万円（同13.9%減）となりました。

ディスプレイ

売上高

12,935百万円

(前連結会計年度比87.7%増)

TV・モニター向けLCD（液晶パネル）の売上は減少したものの、車載およびスマートフォン向けOLED（有機EL）の売上が増加したことから、この分野の売上高は129億35百万円（同87.7%増）となりました。

その他

売上高

3,216百万円

(前連結会計年度比53.9%減)

主にTV向けバックライト用LEDの売上が減少したことから、この分野の売上高は32億16百万円（同53.9%減）となりました。

売上高 (単位:百万円)

288,938 **347,072**

第33期 (2024年3月期) 第34期 (2025年3月期)

売上高 (単位:百万円)

67,866 **58,448**

第33期 (2024年3月期) 第34期 (2025年3月期)

売上高 (単位:百万円)

12,935

6,890

第33期 (2024年3月期) 第34期 (2025年3月期)

売上高 (単位:百万円)

3,216

6,982

第33期 (2024年3月期) 第34期 (2025年3月期)

(2) 設備投資等の状況

設備投資等の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「先端技術の提供とグローバルなパートナーシップを通じて、顧客・社会の現在と、ひとつ先の未来に貢献します」のもと、サムスングループとの関係を強みとした事業展開と豊田通商グループとのシナジーを通じて、お客様に密着したきめ細かなサービスを提供し、お客様に満足していただくことを経営の基本方針としております。

中長期的な会社の経営戦略として当社グループは、お客様の多様なニーズに合わせ、高い競争力を持つサムスングループとの関係と豊田通商グループとの連携を強みとした事業展開により、グローバル競争に勝ち残る持続的成長可能な企業を目指してまいります。

急速な技術革新やグローバル化等による産業構造の変化、地球温暖化や自然災害の増加、米中貿易摩擦、ウクライナ問題の長期化等当社グループを取り巻く事業環境は厳しい状況が続いており、持続可能な社会の実現への貢献が以前にも増して求められております。

このような状況下において、対処すべき課題を次のように捉え取り組んでまいります。

国内については、事業再編等による既存ビジネスの変化への対応を行い、生成AIサーバービジネスの開拓推進および車載ビジネスの販売体制強化など成長性・競争力の見込まれる分野に向け、最先端の商材の提案を含めた、トータルソリューションに取り組んでまいります。海外（グループ会社）については、グローバル体制を活用した新規顧客・商材の開拓活動を強化し、成長の見込める新興国向けのモバイル端末やデジタル家電向けに販売活動を強化するとともに、引き続きサーバー・ストレージおよび車載ビジネスの深耕と収益性・資金効率の改善・向上に取り組んでまいります。

加速する市場環境変化への対応、リスクマネジメントのより一層の徹底や人材育成、連結業績管理のための社内インフラの整備など、グローバル化への対応と顧客のビジネスの成長に貢献してまいります。

さらに、存在価値の高い上場企業および半導体商社となるため、以下の課題に取り組んでまいります。

①サムスングループの商材を中心に、取扱商品・機能の幅を広げ、技術・品質対応ができる体制の構築により提案力を強化し、お客様の満足度を高めるとともに、新規のお客様の開拓に取り組むこと。

②当社グループの海外拠点・物流機能を活用することにより、国内外でのサポート体制を強化するとともに、取扱商品についての有用情報をベースにお客様の視点で最適なソリューションを提供し、さらなる関係強化・取引拡大を図ること。

③役職員全員が、業務に必要な能力や知識を高め、自ら考え行動できるよう人間力を磨き続けるとともに、環境の変化に対応できる自律した人材を育成すること。

④新規のみならず既存ビジネスについても、変化が激しく不確実性の時代のなかで、付随するリスクに対する役職員の意識・感度を更に高め、素早く適切な対応を行い、的確にPDCAを実行することによって、グループ全体で徹底したリスクマネジメントを追求すること。

⑤リモートワークなどの活用によりワークライフバランスを重視した柔軟な働き方を推進し、グローバルな多様な人材との共存、デジタル技術の活用による業務効率化、ペーパーレスへの対応、そして、経営戦略に運動させた人材戦略を立案し、適切な人材アサイン・確保・育成による新しいプロジェクトや事業展開への対応を進

め、組織の競争力を向上させ、持続可能なビジネスモデルの確立につなげていくこと。

⑥企業の社会的責任の重要性、特にステークホルダーとの関係の重要性を認識し、役職員全員がESGへの取り組みを強化し、気候変動をはじめとした環境への取り組みによる新たなビジネス機会の創出、商社において最大の経営資源である人材育成、基盤となる高度なガバナンス体制の構築等、長期展望に立ち、成長のための投資と経営基盤の強化とのバランスをとりながら、企業価値の向上への取り組みを着実に進めること。

<ESG（環境、社会、ガバナンス）の取り組み強化>

「環境」につきましては、車載分野における電動化、自動運転やADAS（先進運転支援システム）の実現に必要な最先端の半導体・電子部品の供給、低消費電力の半導体・電子部品を供給することを通じて、低炭素社会の実現および地球環境へ配慮しビジネスを展開してまいります。

「社会」につきましては、ステークホルダーの期待に応えるよう、製品の安全・品質対応の体制構築、グローバル化に対応すべく、国籍・年齢・性別を問わず優秀な人材の確保・プロフェッショナル人材の育成に努めダイバーシティ推進のための取り組みを進めてまいります。また、人権を尊重するとともに、サプライチェーンにおける人権リスクの管理にも取組み、社会的に責任ある企業としての地位を確立してまいります。

「ガバナンス」につきましては、企業活動の根幹と位置づけ、コンプライアンス体制、リスクマネジメント体制、コーポレート・ガバナンス体制を構築し、法令遵守への取り組みを強化してまいります。

環境、社会、ガバナンスの各課題に積極的に取り組み、世界中のお客様に愛され、信頼されるグループを目指します。

当社グループは、今後とも長期展望に立ち、成長のための投資と経営基盤の強化とのバランスをとりながら、企業価値向上への取り組みを着実に進めてまいります。

<持続的な社会に対する貢献>

低消費電力の半導体・電子部品を供給することを通じ、デジタル技術の進化を促進し、未来の産業創造・社会変革に貢献するという考え方とは、SDGsの「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」および「産業と技術革新の基盤をつくろう」の目標と合致しており、当社の事業を推進することがSDGsの貢献に繋がると考えております。

SDGsの各ゴールを理解し、具体的な行動に繋げることで、ビジネスリスクの軽減や新たなビジネスチャンスの創出を図りたいと考えております。

SDGsを経営に取り入れるためのプロセスとして、サステナビリティをめぐる課題への対応が経営の重要課題であると認識しております。サステナビリティへの取り組みを一層強化し、当社の持続的成長を実現するため、2022年に取締役会による監視・監督のもと、社長の諮問機関である「サステナビリティ推進委員会」を設置し、重要な経営課題について適切な経営判断を行い、判断した結果を経営に迅速に反映することができる体制を構築しています。また、サステナビリティ推進委員会での審議に先立ち、各事業部門のメンバーから構成される「気候変動WG」「人的資本WG」「人権WG」の3つのワーキンググループにて、当社のサステナビリティ課題（マテリアリティ）に関する対応の方針・施策を立案し推進する体制を整備しております。



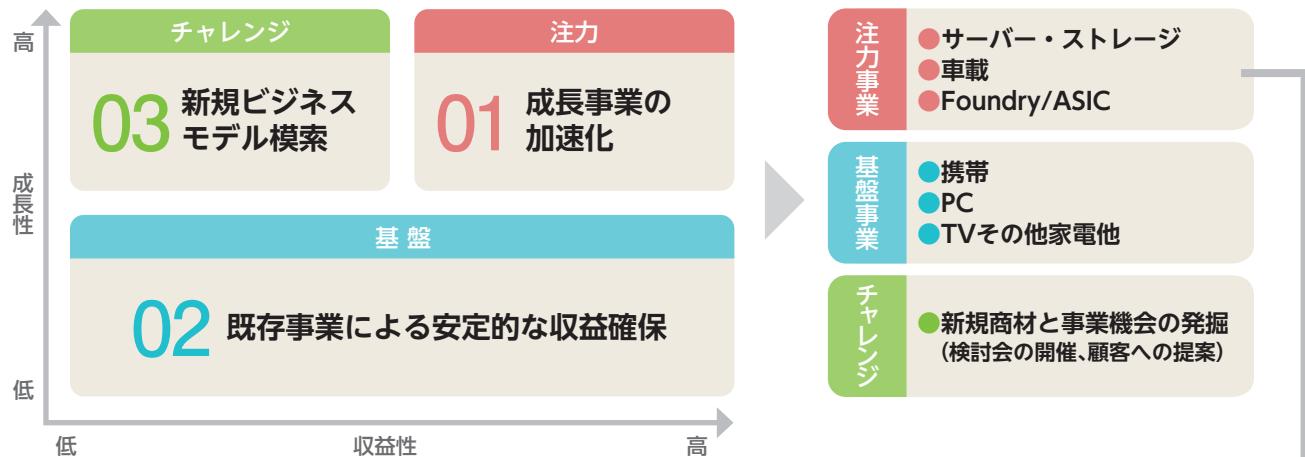
(ご参考)

中期経営計画進捗 – 2023年4月～2026年3月–

当社グループは、事業を通じて社会的課題を解決することで、よりよい社会を作ることを使命としています。その実現のため、MISSION・VISION・VALUEを軸にした経営を推進し、持続的な企業価値の向上を目指しております。

事業方針

- 注力事業+基盤事業強化による成長加速
- 新規ビジネスモデル模索による第2、第3の柱を育していく仕組み作り



中期経営計画 注力事業振り返り

<打ち手>

- 注力事業への経営資源投下
- 既存事業の深耕、新規案件チャレンジ
- 顧客サポート体制強化
- 人材投資

アプリ	製品	打ち手	評価	取り組み
● サーバー・ストレージ	メモリー (DRAM, NAND, SSD)	• NAND FLASHのシェアアップ • AIサーバービジネス開拓推進	○	• TAM創出 (HDD→SSD置き換え需要等) • サポート強化による高シェア継続
● 車載	メモリー、SoC、MLCC、LED、OLED	• 体制強化 • メモリー認定活動 • OLED/パネル拡販活動	○	• 車載統括部新設 • 東日本車載新規顧客へのメモリー認定活動 • OLED展示会開催
● Foundry/ASIC	SYSTEM-LSI	• 案件獲得強化	△	• 次世代の案件獲得に向け提案継続 • 中国スマホ向けCIS拡販

2026年3月期定量目標

中期経営計画の2年目まで、売上高および当期利益は順調に推移いたしました。しかしながら、中期経営計画最終年度である2026年3月期は、米国の貿易政策や市況の影響を受け、厳しい環境が続くことが予想されます。

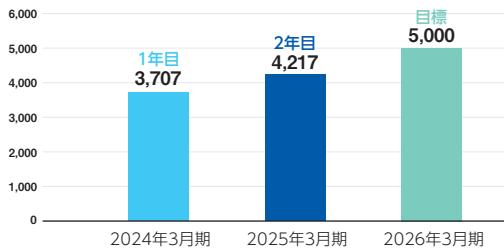
これらの課題を乗り越え、定量目標の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

売上高

経営目標

5,000億円

単位：億円

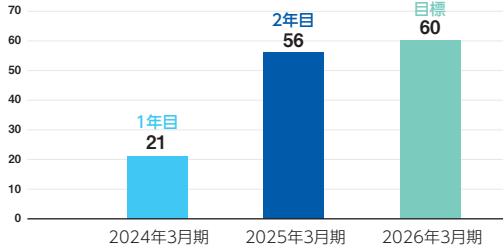


当期利益

経営目標

安定的に60億円

単位：億円

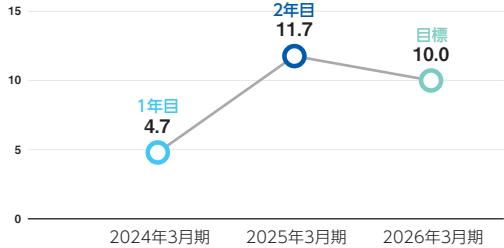


ROE

経営目標

安定的に10%を目指す

単位：%



当社のマテリアリティとその取り組み

当社は、持続可能な未来を築くために、環境、社会、ガバナンス（ESG）に関する重要な課題に取り組んでいます。これらの取り組みは、企業としての責任を果たし、株主の皆様に長期的な価値を提供することを目指しています。

	マテリアリティ	取り組み
気候変動	 <p>サステナビリティ 経営の推進</p> <p>脱炭素社会 への貢献</p> <p>7 SDGs 13 気候変動 11 経済成長 9 社会的 不平等 10 人権 17 貧困を なくす ための 行動指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 低消費電力のメモリー半導体製品の販売や提案により、省電力化および効率化に貢献 ● 最先端、高品質、高性能で安全性の高い車載型半導体製品を提供することでグローバル社会へ貢献 	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動リスクと機会の対応方針実現に向けた対応策の検討 ● Scope 3 算定範囲の拡大
人的資本	 <p>人材力の 最大化</p> <p>4 SDGs 13 気候変動 10 人権 17 貧困を なくす ための 行動指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プロフェッショナル人材を育成するための仕組みづくりを推進 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修機会の増加（Eラーニング導入、階層別研修実施） ● 海外研修制度、自己啓発支援金
多様性	 <p>働き方、ワークライフ バランスの推進</p> <p>5 SDGs 13 気候変動 10 人権 17 貧困を なくす ための 行動指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● D&I推進（女性、外国人、中途採用の管理職の登用） ● 柔軟な働き方の推進（育児・介護、在宅勤務制度など各種制度の充実） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性採用比率UP：職掌転換制度導入、成長・育成機会付与、元社員の復職制度検討 ● 女性管理職比率UP：想定ポストと候補者の配置・育成、管理職登用に向けた教育 ● 社内環境整備：在宅制度の育児・介護者への利用率緩和措置、有給促進施策、男性の育児制度の社内周知・啓蒙
人権	 <ul style="list-style-type: none"> ● 人権を尊重し、人を育て、活かし、「社会に貢献する人づくり」への積極的な取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 社内啓蒙、研修、セミナーの開催
責任ある調達	 <ul style="list-style-type: none"> ● 豊田通商グループ「サプライチェーン・サステナビリティ行動指針」の実践 	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライヤー通知実施 ● リスク分析、デューデリジェンス等の実施および施策検討

(ご参考)

CSR(社会貢献)活動

「東京グリーンシップ・アクション」への参加

東京都・企業・NPOが連携して、東京都が指定する保全地域にてNPO等による運営の下、企業の社員やその家族が緑地保全を行う活動「東京グリーンシップ・アクション」に参加しました。

当社社員とその家族が集まり、2024年5月に八王子館町緑地保全地区にて保全活動を実施。保全作業だけでなく、里山に生息する植物や生き物などを観察し生物多様性についても学びました。この活動では、参加者の自然に対する興味・関心を育み、自然環境保護への意識向上を目指します。

**「チャリティウォーク」の開催**

環境保護および人権・多様性に対する社員の意識向上そして健康促進を目的に、社内チャリティウォークを開催しました。本チャリティウォークでは、環境保全活動や農村開発に取り組む公益財団法人オイスカとジェンダー平等を目指し活動を行うNPO法人ジェンダーアイカラーへ寄付を行いました。

2025年3月の1か月間、スマートフォンにアプリを入れ、普段の生活中での歩数をカウントする形で歩数を競いました。

社員の3割弱が参加し目標歩数を大きく上回る歩数を達成しました。

**バスケットボールクリニックへの協賛**

子供たちのスポーツ振興および健全な育成を目指し、B League所属のファイティングイーグルス名古屋(FE名古屋)が実施する、小学生向けバスケットボールクリニックへ協賛をしました。2025年2月に実施されたクリニックでは30名以上の中学生が参加し、楽しくそして真剣に練習に取り組みました。

また、参加者へはクリニックの後に開催されたFE名古屋の公式戦のチケットも用意し、プロの試合を会場で観戦する機会をプレゼントしました。

**川崎フロンターレ エコうちわ協賛**

エコロジー活動の取り組みをしている、川崎フロンターレの活動に協賛し、昨年に引き続き川崎フロンターレのホームゲーム来場の方へエコうちわの配布をしました！

省エネが叫ばれているこの時代、電化製品などを使わず涼を取る一番簡単な方法として見直されているうちわ。このうちわの骨部分は、ペットボトルキャップをリサイクルしてできたものです。

**文学座の「ギフト・チケット」プレゼント、「えほんのよみきかせ」会の協賛**

生まれ育った環境によって生じる「体験格差」という社会問題解決に向けた取り組みとして、昨年に引き続き文学座が販売する「ギフト・チケット」と劇場までの交通費を子供たちへプレゼントしました。また、文学座俳優陣による子供も大人も無料で参加できる「えほんよみきかせ」会への協賛を行いました。



(5) 財産及び損益の状況の推移

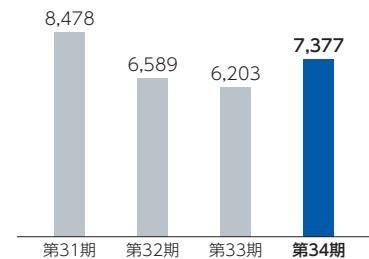
▶ 売上高 (単位:百万円)



▶ 営業利益 (単位:百万円)



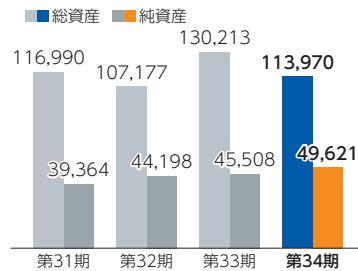
▶ 経常利益 (単位:百万円)



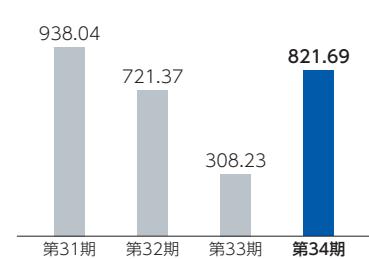
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位:百万円)



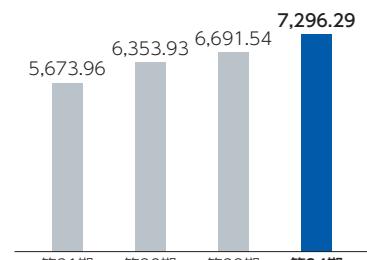
▶ 総資産/純資産 (単位:百万円)



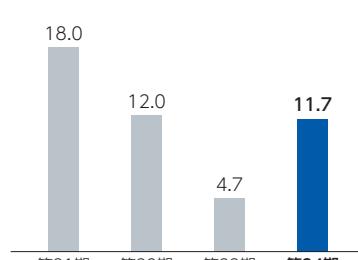
▶ 1株当たり当期純利益 (単位:円)



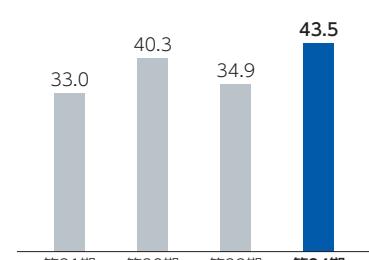
▶ 1株当たり純資産 (単位:円)



▶ ROE (単位:%)



▶ 自己資本比率 (単位:%)



区分	第31期 (2022年3月期)	第32期 (2023年3月期)	第33期 (2024年3月期)	第34期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	462,822	417,621	370,676	421,671
営業利益(百万円)	10,629	12,230	9,480	10,169
経常利益(百万円)	8,478	6,589	6,203	7,377
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,379	4,906	2,096	5,588
総資産(百万円)	116,990	107,177	130,213	113,970
純資産(百万円)	39,364	44,198	45,508	49,621
1株当たり当期純利益(円)	938.04	721.37	308.23	821.69
1株当たり純資産(円)	5,673.96	6,353.93	6,691.54	7,296.29
ROE(%)	18.0	12.0	4.7	11.7
自己資本比率(%)	33.0	40.3	34.9	43.5

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第31期の期首から適用しており、第31期以降の財産及び損益の金額は、当該会計基準等を適用した後の金額を記載しております。
4. 第31期は、データセンター・ストレージ向けを中心にDRAM、NAND FLASH製品の売上が拡大したこと、国内市場においてSiPビジネスの売上が拡大したこと、海外市場においては、引き続きスマートフォン向け高精細カメラ用CISおよびMCPの売上が伸びたこと、また、上半期のメモリー価格上昇と下半期の円安基調もあり、上表の結果となりました。
5. 第32期は、データセンター・ストレージ向けNAND FLASH製品、SiP（システム・イン・パッケージ）ビジネス、ファウンドリービジネス等の売上が拡大したものの、PC向けDRAM、スマートフォン向け高精細カメラ用CIS（CMOSイメージセンサー）および有機EL、TV・モニター向け液晶パネル等の売上が減少したことから上表の結果となりました。
6. 第33期は、車載向けメモリー製品およびサーバー・ストレージ向けNAND FLASH製品並びにスマートフォン向け高精細カメラ用CIS（CMOSイメージセンサー）の売上が拡大したものの、PC、スマートフォン向けメモリー製品およびディスプレイ製品の販売が減少したこと、当社の取引先であるFCNT株式会社（現FCNT合同会社）が、2023年5月30日付で東京地方裁判所に民事再生法に基づく民事再生手続き開始申立てを行い、2024年2月7日に再生計画認可決定が決議されたことから、特別損失（貸倒引当金繰入額および棚卸資産評価損）41億84百万円を計上したことにより、上表の結果となりました。
7. 第34期（当連結会計年度）については、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

豊田通商株式会社は、当社の議決権株式の50.2%（内訳は、直接所有26.6%、間接所有23.5%）を所有する親会社であります。

当社は、豊田通商株式会社グループのエレクトロニクス事業部門の主要子会社に位置付けられており、同社とは以下の取引があります。

(単位：百万円)

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額		科目	期末残高
金銭の預入・役員の兼任あり	金銭の預入	金銭預入	△4,979	預け金	7,371
		受取利息	20	—	—

- (注) 1. 金銭の預入の取引金額については、前期末残との純増減額を記載しております。
2. 親会社である豊田通商株式会社との金銭預入の取引に当たっては、市場金利等を勘案しております。また、同社との取引の金利が合理的な利率であるため、当該取引について、当社取締役会は当社の利益を害するものではないと判断しております。
3. 親会社である豊田通商株式会社との間で、当社の重要な財務及び事業の方針に関する株主総会決議事項、及び経営上の重要事項に關し、その重要性に応じて、事前了解、事前協議または事後報告を経ることを合意しております。具体的な事業運営に際しては、当社独自の経営判断と意思決定が行われている状況であり、自主性・独立性は確保されていると考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ATMD (HONG KONG) LIMITED	百万USドル 14	% 100.0	半導体および電子部品等の売買

(注) 当社は特定完全子会社を有しておりません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは半導体および電子部品等の売買を主な事業としております。

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都中央区
営業所 大阪、名古屋

② 子会社

ATMD (HONG KONG) LIMITED (香港)
ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED (深圳)
ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED (上海)
ATMD ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE.LTD. (シンガポール)

(9) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
197名	10名増

(注) 従業員数は就業員数であり、当企業集団外から当企業集団への出向者3名を含んでおります。また、臨時雇員、嘱託および当企業集団から当企業集団外への出向者は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
119名	8名増	46.4歳	12.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、他社から当社への出向者3名を含んでおります。また、臨時雇員、嘱託および当社から他社への出向者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	14,054百万円

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社の配当方針は、連結業績に応じた業績連動型の配当であり、安定的な配当の継続を目指し、配当性向の引き上げを図っていくこと、並びに経済環境への変化と資金需要等を勘案し柔軟に対処する所存です。

また、内部留保につきましては、経営基盤の強化、事業拡大に伴う資金需要への充当および財務体質の強化に活用する考えです。

当社は、年1回の剰余金配当を期末配当として行うことを基本方針とし、剰余金の期末配当の決定機関は、株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するため株主総会としております。

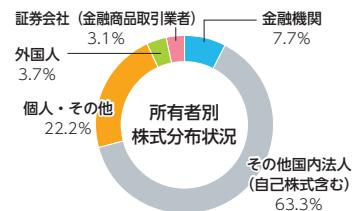
2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,000,000株

(2) 発行済株式の総数 6,802,000株 (うち自己株式 1,082株)

(3) 株主数 7,899名 (前期末比 1,120名増)

(4) 上位10名の大株主



株主名	持株数	持株比率
豊田通商株式会社	1,811千株	26.6%
株式会社ネクスティエレクトロニクス	1,599	23.5
日本サムソン株式会社	832	12.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	402	5.9
MSIP CLIENT SECURITIES	108	1.5
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	94	1.3
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	83	1.2
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	31	0.4
上田八木短資株式会社	28	0.4
SMBC日興証券株式会社	23	0.3

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
なかお 中尾 きよたか 清隆	代表取締役社長 営業本部長	ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事 ITGマーケティング株式会社 取締役
こいど 小井戸 のぶお 信夫	取締役副社長	ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事（会長） ATMD ELECTRONICS (SHENZHEN) LIMITED 董事長 ATMD ELECTRONICS (SHANGHAI) LIMITED 董事長 ATMD ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE.LTD. Director
ますやま 益山 のぶみつ 順光	常務取締役 管理本部長 兼 人事・総務部長	ATMD (HONG KONG) LIMITED 董事
まつざき 松崎 えいじ 英治	取締役	豊田通商株式会社 経営幹部 デジタルソリューション本部CEO 株式会社ネクスティエレクトロニクス 取締役
こまつ 小松 ようすけ 洋介	取締役	豊田通商株式会社 デジタルソリューション本部 デジタルソリューション企画部長 エレマテック株式会社 取締役 株式会社ネクスティエレクトロニクス 取締役
ほんだ 本田 あつこ 敦子	社外取締役 (独立役員)	安西法律事務所 弁護士 自動車安全運転センター 理事 公益社団法人全国民営職業紹介事業協会 理事 中央労働災害防止協会 参与 東京地方最低賃金審議会 公益代表委員 一般社団法人ヤクルト同仁協会 理事
まえだ 前田 たつみ 辰巳	社外取締役 (独立役員)	エレマテック株式会社 社外取締役
あさい 浅井 としやす 敏保	社外取締役 (独立役員)	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
黄 泰成 こう たいせい	社外取締役 (独立役員)	株式会社スター・シア 代表取締役 株式会社スター・シア コンサルティング(韓国) 代表理事 税理士法人スター・シア 社員 CaN International 監査法人 代表社員 日本公認会計士協会東京会 幹事
清水 厚志 しみず あつし	常勤監査役	
山田 順 やまだ じゅん	社外監査役 (独立役員)	山田順公認会計士事務所 所長
行 大 慶太 ぎょうだい けいた	社外監査役 (独立役員)	

(注) 1 取締役 松崎英治氏は表内に記載の「重要な兼職の状況」以外に、以下の会社および団体の役員等を兼務しております。

- ・豊田通商システムズ株式会社 取締役
- ・株式会社デンソーウェーブ 取締役

なお、当社は以下の各兼務先と取引がありますが、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載の取引を除き、重要なものはありません。また、以下の3社以外の各兼務先と取引関係はありません。

- ・豊田通商株式会社 (商品の販売、保険の契約、賃貸契約)
- ・株式会社ネクスティエレクトロニクス (商品の販売)
- ・豊田通商システムズ株式会社 (業務委託契約)

2. 監査役は、以下のとおり財務および会計に関する知見を有しております。

【清水厚志氏】

同氏は、豊田通商株式会社において主に財務・企画系の業務に従事し、同グループ会社においては取締役を歴任するなど豊富な業務経験とグローバルな事業経営に関する知見を有しております。また、2020年6月より豊田通商株式会社グループ会社において監査役を歴任し、監査に関する見識を有しております。

【山田順氏】

同氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する専門知識を有しております。

【行天慶太氏】

同氏は、日本電気株式会社入社以来、主に調達・企画系の業務に従事し、日本電気株式会社グループ会社において取締役を歴任するなど会社経営に関する豊富な経験と、財務および会計に関する相当の知見を有しております。

3. 監査役が法定の員数を欠くこととなる場合に備えるため、2022年6月23日開催の第31回定期株主総会において補欠監査役として前田利祝氏が選任されております。

まえだとしのり

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役（松崎英治、小松洋介、本田敦子、前田辰巳、浅井敏保、および黄泰成の6氏）および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、2021年3月1日施行の会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）及び会社法施行規則98条の5第2号に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、報酬等の額の決定にあたっては、役員報酬委員会で審議を行い、取締役会で決定するプロセスとしております。

取締役会は、役員報酬委員会に取締役の個人別の報酬等の審議につき諮詢を行い、役員報酬委員会は、当該事業年度における個別の具体的な支給金額と当社業績を検証し、個人別の報酬等の決定方針に定めるとおり、各取締役の職責、当社の業績を踏まえて具体的な報酬金額が決定されていることを確認した旨の答申を行っております。

当社は、経営理念である「先端技術の提供とグローバルなパートナーシップを通じて、顧客・社会の現在と、ひとつ先の未来に貢献します。」のもと、「価値を創造し続け、常に選ばれるエレクトロニクス商社」であることを掲げております。

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長および経営理念、経営方針の実現に向けた動機付けに資するものとし、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職制を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績に連動した報酬で構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、職務の内容および業績への貢献度に応じて算定する。

b. 業績連動報酬等の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、経営の基本的な成果を図る基礎収益である連結経常利益につき、各事業年度の目標値および前事業年度との対比において「評価ポイント算定マトリックス」を用い、達成度の尺度から算定する。

c. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、中長期的な企業価値向上のための実効的なインセンティブとして機能するよう、固定金銭報酬と業績連動報酬の構成割合については、経営環境、経営状況等を考慮しながら適切に設定する。

d.取締役の個人別の報酬等の支給時期および支給条件の決定に関する方針

業績連動報酬分も含め、年額報酬を決定のうえ、当該年額報酬額を12等分のうえ、毎月同額を支給するものとする。ただし、事業年度終了後に退任する取締役に対しては、業績連動報酬分は退任時に支払う。

e.取締役の個人別の報酬等の決定方法

客観性、透明性の確保の観点から、取締役会において、職責や業績への貢献度に応じて算定した報酬額を審議のうえ決定する。

② 監査役の報酬に関する決定方針

監査役の報酬は、監査役会の決定に基づき固定報酬を支給する。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2007年6月25日開催の第16回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、2023年6月22日開催の第32回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

（4）取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	87 (30)	66 (30)	21 (一)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	36 (14)	36 (14)	— (一)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	123 (44)	102 (44)	21 (一)	11 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給人員から、無報酬の取締役3名を除いております。
3. 当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する親会社または子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は7.2百万円であります。
4. 業績連動報酬等の算定方法は上記方針に記載のとおりであり、事業年度ごとの業績向上に対するインセンティブとするため、連結経常利益を業績指標としております。当該事業年度においては、連結経常利益の目標達成度や直前2期における実績推移等を考慮して決定しております。2023年3月期以降の連結経常利益の実績は、【1】企業集団の現況に関する事項（5）財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者、社外役員の兼職状況および当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	出席回数／開催回数 (出席率)	主な活動状況、社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要、 兼職先と当社との関係および独立性
取締役	ほんだ 本田 あつこ 敦子	取締役会 12回／12回 (100%)	<p>当事業年度に開催された取締役会12回に出席いたしました。</p> <p>なお、同氏は、弁護士としての専門的な見識に基づき、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の視点から、当社取締役会において積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として十分な役割・責任を果たしていました。</p> <p>また、同氏は当社の任意の諮問機関である特別委員会の委員長として、支配株主との取引について審議を主導し、委員会としての答申案をとりまとめております。</p> <p>同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>また、同氏は、安西法律事務所の弁護士並びに自動車安全運転センター、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会の理事、中央労働災害防止協会参与、東京地方最低賃金審議会公益代表委員および一般社団法人ヤカルト同仁協会理事を務めております。当社は、同事務所とは2015年12月以降、取引はございません。また、同センター、同協会および同審議会と当社の間で取引はなく、同氏の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。</p> <p>したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。</p>
取締役	まえだ 前田 たつみ 辰巳	取締役会 12回／12回 (100%)	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>なお、同氏は、京セラ株式会社において、取締役を歴任するなど豊富な実績と企業経営に関する幅広い知見を有しております、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言を行っていただいております。</p> <p>また、同氏は当社の任意の諮問機関である役員人事委員会および役員報酬委員会の委員長として、取締役の指名、報酬案について審議を主導し、委員会としての答申案をとりまとめております。</p> <p>同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>また、同氏は、エレマテック株式会社の社外取締役を兼務しております。同社は当社の親会社等の子会社であります。</p> <p>したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。</p>

役員区分	氏名	出席回数／開催回数 (出席率)	主な活動状況、社外取締役に期待される役割についておこなった職務の概要、兼職先と当社との関係および独立性
取締役	あさい 浅井 敏保	取締役会 12回／12回 (100%)	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>なお、同氏は、株式会社デンソーグループ会社において役員として直接経営に携わり、車載分野ビジネスの豊富な実績とグローバルな企業経営の知見を有しております、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言を行っていただいております。</p> <p>また、同氏は、当社の任意の諮問機関である役員人事委員会、役員報酬委員会および特別委員会の委員として、取締役の指名、報酬案および支配株主との取引について、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保に重要な役割を果たしております。</p> <p>同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>また、同氏は、当社取締役以外に兼職はなく、当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出しております。</p>
取締役	こう 黄 泰成	取締役会 12回／12回 (100%)	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>なお、同氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する専門知識を有しており、日韓ビジネスを支援する企業を創業するなど、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言を行っていただいております。</p> <p>また、同氏は、当社の任意の諮問機関である役員人事委員会、役員報酬委員会および特別委員会の委員として、取締役の指名、報酬案および支配株主との取引について、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保に重要な役割を果たしております。</p> <p>同氏と当社との間には、取締役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>また、同氏は、株式会社スターシアの代表取締役、株式会社スター・シーア コンサルティング（韓国）の代表理事、税理士法人スター・シーアの社員、CaN International 監査法人の代表社員および日本公認会計士協会東京会の幹事を務めておりますが、同社、同法人および同協会と当社の間で取引はなく、同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。</p> <p>したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。</p>

役員区分	氏名	出席回数／開催回数 (出席率)	主な活動状況、社外取締役に期待される役割に関しておこなった職務の概要、兼職先と当社との関係および独立性
監査役	やまだ 山田 じゅん 順	取締役会 12回／12回 (100%)	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>なお、同氏は、主に公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。</p> <p>また、同氏は、当社の任意の諮問機関である特別委員会の委員として、支配株主との取引等について、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保に重要な役割を果たしております。</p> <p>同氏と当社との間には、監査役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>また、同氏は、山田順公認会計士事務所の所長を務めております。同事務所と当社の間で取引はなく、特別の関係はありません。</p> <p>したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。</p>
		監査役会 12回／12回 (100%)	
監査役	ぎょうてん 行天 けいた 慶太	取締役会 12回／12回 (100%)	<p>当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>なお、同氏は、日本電気株式会社において、主に調達・企画系の業務に従事し、日本電気株式会社グループ会社において取締役を歴任するなど豊富な実績と経営企画・物流・貿易管理に関する専門知識に基づき発言を適宜行っております。</p> <p>また、同氏は、当社の任意の諮問機関である特別委員会の委員として、支配株主との取引等について、社外の立場からの客観的な助言や意見交換等をいただくことにより、当社経営の透明性・公正性の確保に重要な役割を果たしております。</p> <p>同氏と当社との間には、監査役報酬以外の金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。</p> <p>また、同氏は、アンリツ株式会社のエグゼクティブアドバイザーおよび株式会社高砂製作所の副社長を務めておりますが、同社と当社の間で取引はなく、特別の関係はありません。</p> <p>したがいまして、同氏は当社の独立性判断基準を満たしており、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。</p>
		監査役会 12回／12回 (100%)	

当社は、取締役会に上程される決議事項および報告事項の全てにおいて、社外役員から質疑を受け、意見交換を実施しております。また、出席者全員が上程された議案について活発な意見交換をしております。

② 社外役員の独立性に関する基準または方針の内容

当社の独立社外役員の独立性判断基準は、会社法に定める社外役員の要件および東京証券取引所が定める独立性基準としており、当社が独立社外役員に求める資質は以下のとおりとなります。

- ・誠実で、かつ当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を行うことができる人物
- ・経営者としての経験、もしくはそれに代わる法律・業界等の豊富な専門知識を有する人物

上記の考えに基づき、取締役 本田敦子、取締役 前田辰巳、取締役 浅井敏保、取締役 黄泰成、監査役 山田順および監査役 行天慶太の6氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出しております。また、各役員の独立役員に指定した理由は以下のとおりとなります。

【本田敦子氏を独立役員に指定した理由】

同氏は、長年にわたる裁判官および弁護士としての職歴を通じて、法律、特に労務管理に関する専門知識に基づき、社外取締役として、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため、独立役員に指定いたしました。

【前田辰巳氏を独立役員に指定した理由】

同氏は、京セラ株式会社において取締役を歴任するなど直接経営に携わり、豊富な企業経営に関する専門的な見識も有していることから、当社の経営上、有用な意見・助言が期待でき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため、独立役員に指定いたしました。

【浅井敏保氏を独立役員に指定した理由】

同氏は、株式会社デンソーグループ会社において役員として直接経営に携わり、車載分野ビジネスの豊富な実績とグローバルな企業経営の知見を有していることから、当社の経営上、有用な意見・助言が期待でき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため、独立役員に指定いたしました。

【黄泰成氏を独立役員に指定した理由】

同氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する専門知識を有しており、日韓ビジネスを支援する企業を創業するなど、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため、独立役員に指定いたしました。

【山田順氏を独立役員に指定した理由】

同氏は、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、財務および会計に関する専門知識に基づき、社外監査役として、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため、独立役員に指定いたしました。

【行天慶太氏を独立役員に指定した理由】

同氏は、日本電気株式会社において、主に調達・企画系の業務に従事し、日本電気株式会社グループ会社において取締役を歴任するなど豊富な実績と経営企画・物流・貿易管理に関する専門知識に基づき、社外監査役として、当社に対して有益な意見や率直な指摘をいただき、かつ当社経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資することを期待したため、独立役員に指定いたしました。

(6) 取締役会の評価について

当社は、第34期の取締役および監査役を対象としてアンケート方式での取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。なお、取締役会の実効性を中立的・客観的に検証するため、第三者評価機関による評価を3年に1回（前々年実施）しております。また、取締役会の諮問機関である「特別委員会」において、取締役会の実効性評価の検証、改善フォローを行うなど、取締役会運営におけるPDCAサイクルを確立しております。取締役会の実効性評価の方法および結果の概要は以下のとおりです。

【アンケート項目】

- ・取締役会の構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の審議テーマ・監督機能の発揮
- ・経営陣の指名・報酬
- ・リスク管理
- ・株主等との対話
- ・役員を支える体制

【取締役会の実効性に関する分析・評価の結果】

当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードにおいて要請されている事項を踏まえ、実効性が確保されていると評価いたしました。取締役会におけるサステナビリティ課題への取り組み、DX戦略、人的資本経営等の中長期課題、事業ポートフォリオ等の経営戦略の議論を通じ、取締役会のさらなる実効性の向上および各諮問委員会の活動状況や審議内容の共有については課題とする意見が一部ではみられたものの、取締役会が適正バランスで構成され監督機能を果たす体制として概ね適切であり、取締役会において出席者が積極的に発言し、闊達な議論が行われる風土が定着していると評価できるものと考えられます。

【今後の対応】

各諮問委員会やサステナビリティ推進委員会の活動状況や審議内容の報告を行うとともに、役員検討会の定期的な実施のほか、取締役会においては、役員検討会等での討議結果の進捗確認およびそれを踏まえた討議を定期的に実施して参ります。

今後も、最適なコーポレート・ガバナンス体制を構築すべく、取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)			
流動資産	112,703	流動負債	63,566
現金及び預金	5,801	買掛金	40,649
受取手形及び売掛金	55,613	未払金	5,488
電子記録債権	1,436	短期借入金	14,054
商品	41,219	未払法人税等	1,146
前渡金	629	前受金	1,486
預け金	7,371	賞与引当金	339
その他	703	その他	401
貸倒引当金	△72	固定負債	782
固定資産	1,267	退職給付に係る負債	592
有形固定資産	222	その他	189
建物	12	負債合計	64,349
その他	210	(純資産の部)	
無形固定資産	264	株主資本	44,003
投資その他の資産	780	資本金	2,054
投資有価証券	231	資本剰余金	16
繰延税金資産	389	利益剰余金	41,936
その他	159	自己株式	△3
資産合計	113,970	その他の包括利益累計額	5,617
繰延ヘッジ損益	90	為替換算調整勘定	5,527
純資産合計	49,621	負債及び純資産合計	113,970

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	421,671
売上原価	406,974
売上総利益	14,696
販売費及び一般管理費	4,527
営業利益	10,169
営業外収益	
受取利息	35
持分法による投資利益	27
その他	5
	69
営業外費用	
支払利息	1,798
債権売却損	485
為替差損	547
その他	29
	2,860
経常利益	7,377
特別利益	
償却債権取立益	107
税金等調整前当期純利益	7,484
法人税、住民税及び事業税	1,527
法人税等調整額	369
当期純利益	5,588
親会社株主に帰属する当期純利益	5,588

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社トーメンデバイス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	五 代	英 紀
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大 橋	佳 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーメンデバイスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーメンデバイス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するためには、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社トーメンデバイス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務 執行 社員	公認会計士 五代 英紀
指定有限責任社員 業務 執行 社員	公認会計士 大橋 佳之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーメンデバイスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所について業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC Japan有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社トーメンデバイス 監査役会

常勤監査役	清 水 厚 志	印
社外監査役	山 田 順	印
社外監査役	行 天 慶 太	印

以上

ご報告

株主優待制度寄付のご報告（2024年度）

当社では、株主様の日頃のご支援、ご愛顧に感謝し、株主優待を実施しております。

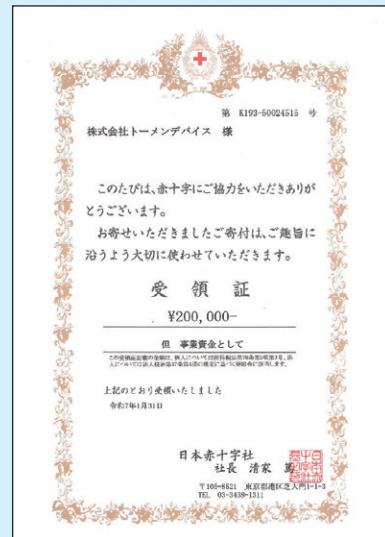
株主優待において、株主様のご意思により優待品の送付に代えて同等品を寄贈する「寄付選択制度」を2020年より設けております。

2024年9月30日現在の株主様を対象とした株主優待において、寄付をご選択いただきました株主の皆様には厚く御礼を申し上げます。

以下のとおり寄付を実施したことをご報告いたします。

寄付の詳細および実施日

寄付先	日本赤十字社
寄付金額	20万円
寄付日	2025年1月31日



株主総会資料（招集ご通知）の電子提供制度に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電子提供制度専用ダイヤル
0120-696-505

(受付時間：土・日・祝日を除く平日 9:00～17:00)

電子提供制度の詳細
書面交付請求のお手続きについて
<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

QRコードはこちら→



定時株主総会 会場ご案内図



日時 2025年 6月26日（木曜日）午前10時（受付開始時間：午前9時）

会場 東京都中央区京橋一丁目10番7号 KPP八重洲ビル7階 AP東京八重洲
※昨年と会場が変更となっておりますのでご留意ください。

JR線	「東京駅」	八重洲中央口	より徒歩6分
東京メトロ銀座線	「日本橋駅」	B1番出口	より徒歩5分
	「京橋駅」	6番出口	より徒歩4分
都営浅草線	「宝町駅」	A7番出口	より徒歩4分



ミックス
紙「責任ある森林
管理」を支えています
FSC® C013080



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。